

平成29年 第1回

長与町議会臨時会会議録

平成29年 5月 2日開会

平成29年 5月 2日閉会

長与町議会

平成29年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年 5月 2日
本日の会議 平成29年 5月 2日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町	長	吉田 慎一 君	副町	長	鈴木 典秀 君
教	育	長 勝本 真二 君	総	務	部 長 荒木 重臣 君
企	画	財 政 部 長 久保平敏弘 君	建	設	産 業 部 長 緒方 哲 君
住	民	福 祉 部 長 森川 寛子 君	教	育	次 長 帯田 由寿 君
健	康	保 険 部 長 中山 庄治 君	水	道	局 長 濱 伸二 君
会	計	管 理 者 谷本 清 君	建	設	産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教	育	委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君	秘	書	広 報 課 長 青田 浩二 君
総	務	課 長 山本 昭彦 君	契	約	管 財 課 長 井川 勝信 君
地	域	安 全 課 長 山口 功 君	政	策	企 画 課 長 荒木 隆 君
財	政	課 長 田中 一之 君	税	務	課 長 荒木 秀一 君
収	納	推 進 課 長 宮崎 伸之 君	土	木	管 理 課 長 日名子達也 君
産	業	振 興 課 長 中嶋 敏純 君	福	祉	課 長 細田 愛二 君
こ	ど	も 政 策 課 長 村田ゆかり 君	住	民	環 境 課 長 栗山 浩二 君
健	康	保 険 課 長 志田 純子 君	介	護	保 険 課 長 辻田 正行 君
水	道	課 長 山口 新吾 君	下	水	道 課 長 山崎 禎三 君
教	育	総 務 課 長 宮司 裕子 君	生	涯	学 習 課 長 山口 利弘 君
農	業	委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君	情	報	管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

7番 金子 恵 議員

8番 分部 和弘 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時32分

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから、平成29年第1回長与町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、7番、金子恵議員、8番、分部和弘議員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

次に日程第3、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、総務文教常任委員に浦川圭一議員、中村美穂議員、金子恵議員、分部和弘議員、岩永政則議員、喜々津英世議員、山口憲一郎議員、堤理志議員、以上8名を。

産業厚生常任委員に安部都議員、饗庭敦子議員、安藤克彦議員、西岡克之議員、河野龍二議員、吉岡清彦議員、竹中悟議員、内村博法議員、以上8名を。

議会広報広聴常任委員に、浦川圭一議員、中村美穂議員、饗庭敦子議員、安藤克彦議員、分部和弘議員、堤理志議員、吉岡清彦議員、竹中悟議員、以上8名をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方を各常任委員に選任することに決定いたしました。

これから、委員会条例第88条第1項及び第2項の規定により、各常任委員会において正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

場内の時計で9時50分まで休憩いたします。

引き続き全員協議会を行いますので、議員の皆様は直ちに会議室にお集まりください。
（休憩 9時32分～9時50分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会における正副委員長の互選結果について報告いたします。

総務文教常任委員長、岩永政則議員、副委員長、分部和弘議員。

産業厚生常任委員長、西岡克之議員、副委員長、饗庭敦子議員。

議会広報広聴常任委員長、饗庭敦子議員、副委員長、堤理志議員、以上であります。

次に日程第4、議会運営委員会の議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、安部都議員、金子恵議員、西岡克之議員、岩永政則議員、喜々津英世議員、河野龍二議員、以上6名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

これから、委員会条例第8条第1項、第2項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選をお願いしたいと思います。

場内の時計で、10時まで休憩いたします。

(休憩 9時51分～10時00分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員長、喜々津英世議員、副委員長、金子恵議員、以上でございます。

次に日程第5、議長の常任委員会委員辞任について、地方自治法第104条及び105条の規定に鑑み、慣例により議長は常任委員を辞任させていただきたいと思ひます。

本件の議事運営について副議長をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○12番（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから議長の職務を行いますので、よろしくお願ひをいたします。

日程第5、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、内村議長の退場を求めます。

議長から地上自治法第104条及び105条の規定に鑑み、常任委員を辞任したい旨の申し出がっております。

お諮りします。本件について議長の申し出に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任に同意することに決定しました。

以上で議長の職務を交代します。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に竹中悟議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました竹中悟議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました竹中悟議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました竹中悟議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選人、竹中悟議員のあいさつを許します。

竹中悟議員。

○16番(竹中悟議員)

皆さん、おはようございます。このたび、長崎県後期高齢者医療広域連合の議員を拝命いたしました竹中でございます。長崎県後期高齢者医療広域連合議会は県内21市町の議会議員から選ばれました27名の議員で構成をされ、広域連合の予算、条例等、審査を行う機関であります。しっかりと長与町の意見を主張し、精査をしていきたいと思っております。皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長(内村博法議員)

次に日程第7、長与・時津環境施設組合議会議員1人の補欠選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

長与・時津環境施設組合議会議員に中村美穂議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中村美穂議員を長与・時津環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました中村美穂議員が長与・時津環境施設組合議会議員に当選いたしました。ただいま当選されました中村美穂議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選人、中村美穂議員のあいさつを許します。

中村美穂議員。

○2番(中村美穂議員)

皆様、おはようございます。このたび長与・時津環境施設組合の議員となりました中村美穂と申します。長与の代表として、この環境施設組合の議員として、新しい分野とはなりますが、2年間任期がございますので一生懸命努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(内村博法議員)

次に日程第8、議案第28号、長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第9、議案第29号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第10、議案第30号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

皆さんおはようございます。改めまして、ただいま一括提案させていただきました議案の説明をさせていただきます。議案第28号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第29号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第30号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。平成29年の地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

はじめに議案第28号でございます。経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識

しなくてすむ仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除等の見直しや居住用超高層建築物に係る固定資産税の課税の見直しなどについて地方税法の改正が行われ、これに伴う所要の改正を行うものでございます。専決処分書の1ページをお開きください。第1条中、第33条の改正は、個人住民税における特例適用配当等に係る申告及び課税方式の規定の改正、第34条の9は、第33条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。第36条の2は、町民税の申告について仮認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人に名称が改められたことに伴う規定の整備でございます。第48条及び第50条は、法人町民税に係る延滞金の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。2ページの第61条は、震災等により滅失した償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置についての改正でございます。第61条の2は、保育の受け皿整備を促進するための措置として固定資産税の課税標準の特例を規定する改正でございます。第63条の2は、居住用超高層建築物に係る固定資産税額を各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する規定の改正でございます。第63条の3は、被災市街地復興推進地域に定められた場合の特定被災共用土地に対する按分の申し出に係る規定の改正でございます。第74条の2は、被災市街地復興推進地域に定められた場合の被災住宅用地に対する特例の適用を常設化する改正でございます。3ページの附則第5条は、配偶者控除等の見直しに伴い、控除対象配偶者の定義を変更する規定の整備でございます。附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除の適用できる年を延長する改正でございます。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る個人町民税の課税の特例について、適用期限を延長する改正でございます。附則第10条は、固定資産等の課税標準の特例に関する読替規定の整備でございます。附則第10条の2は、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産の課税標準の特例、及び都市緑地法の改正に伴う、緑地管理機構が設置、管理する一定の市民公開緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例について改正するものでございます。附則第10条の3は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅地に対する固定資産税の減額にかかる申告についての改正でございます。4ページ下段の附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年延長する改正でございます。5ページの附則第16条の2は、軽自動車税にかかる賦課徴収の特例についての改正でございます。6ページの附則第16条の3は、上場株式等の配当等にかかる町民税の課税方式についての改正でございます。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長する改正でございます。附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例についての改正、附則第20条の3は、附則第20条の2の改正による条ズレに伴う改正でございます。9ページ下段から15ページにかけての第2条の改正は、平成28年条例第12号、長与町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。消費税の税率変更が平成31年10月に延期されたことに伴い、平成29年4月1日施行予定のものを平成3

1年10月1日に延長する改正でございます。内容は、軽自動車税の種別割、環境性能割に関する改正、法人町民税の税率変更に関する改正など、昨年6月の定例会においてご承認いただいたものでございます。15ページ中段の附則でございますが、第1条では、本条例は平成29年4月1日から施行することとしております。ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行することとしております。第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置について、それぞれ規定しております。第5条は、平成26年条例第25号、長与町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。内容は、附則第16条のグリーン化特例の適用期限の延長の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして議案第29号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。1ページをお開きください。附則第4項の改正は、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産の課税標準の特例についての改正、附則第5項は、都市緑地法の改正に伴う都市計画税の課税標準の特例についての改正でございます。附則第3項及び第6項から第15項の改正は、項ズレによる規定の整備でございます。中段の附則でございますが、第1項において施行期日を規定しております。第2項及び第3項につきましては経過措置を規定しております。

続きまして議案第30号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。改正の内容は、低所得世帯に対する支援として実施している保険税軽減措置について、軽減世帯の所得基準額を引き上げるものでございます。第21条第2号は5割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を26万5,000円から27万円に引き上げるものでございます。次に同条第3号は2割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を48万円から49万円に引き上げるものでございます。この改正により低所得世帯に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されることになります。次に附則第13項以下を2項ずつ繰り上げ、新たに附則第13項及び第14項の2項を加える規定でございますが、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を追加するものでございます。最後に附則でございますが、第1項において施行期日を、第2項において適用区分を規定しております。以上が提案の主な内容でございます。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。まず、議案第28号について質疑はありますか。

喜々津英世議員。

○11番（喜々津英世議員）

後学のために、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、5ページ中ほどに附則第16

条の2を次のように改めるということで、以下にその条文が示されておりますけれども、現在の例規集を見ますと、この第16条の2というのは削除されております。この削除となっているのは、条文だけが削除されて16条の2というのは生きている。だから、そこに新たにこの提案されている中身が入ってくるというのであれば、改めるでもいいのかなという気がしますが、全くないのにこれを定めるのであれば、16条の2に次のように定めるとか、そういう表現が適切ではないのかなという思いがあったもんですから、確認のために質問をいたしました。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。確かに、附則の第16条の2というのは条文が削除されております。こちらに関して言いますれば、条文の条項自体は16条の2というのは残っている状態で、条文のみが削除されている状態でございます。ですので、その削除という規定のところを改めるということで、議員お見込みの通りの理解で結構です。以上です。

○議長（内村博法議員）

喜々津英世議員。

○11番（喜々津英世議員）

次に6ページの13行目になりますが、第2号の一番末尾の部分ですけれども、適当であると町長が認める時、の後の丸は必要ないのでは、軽微なことですけれども、お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

何々する時の時という言葉の後に句読点の丸印が必要じゃないのではないかとというご質問でございますが、通常この法制の用語の中では、何々する時の後には句読点の丸というのが必要になるというふうに理解をしております。この点につきましては法制の担当にも確認をしております。また、今回の条例改正におきましては、国からの条例改正の原案が通知されております。その中においても、この丸がついているところでございますので、問題がないというふうに理解をしているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

条例の中身で少しお伺いしたいと思います。固定資産税に係る部分で、居住用超高層建築物に係る課税の見直しが今回条例の中で改定され、法律が改定されて条例の見直し

がされるということで、そこで超高層建築物といわゆるタワーマンションというものだと思うんですけども、現在、長与町において、この超高層建築物に該当するマンション等があるものなのか。それと今回、新聞報道などでもありましたけども、低層、低い階に住んでる方と高い階に住んでる方の固定資産税の差をつけるということで、これが現状今住んでらっしゃる方にもそういう対象になるものなのか、そこのところを少しお伺いしたいというのと、合わせて保育の受け皿整備の部分でも固定資産税の減免特例措置があるということで、これもまた本町の家庭的保育事業、居宅保育事業などをされている所での対象事業所があるものなのか、この2点、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

まず1点目のご質問です。超高層居住用住宅、タワーマンションのことでございますが、現在、本町におきまして該当する建物は存在しておりません。また、もし仮にあったとした場合においてですが、固定資産の差をつけるというものをいつからやっていくのかということですが、これは29年4月1日以降に建てられたものについての適用になっております。もう1点が、保育の受け皿、措置を受ける保育事業等の施設が存在するかということですが、こちらの方も児童福祉法に規定される認定を受けた事業所が該当してまいります、この分についても対象が現在はないところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは参考までに、超高層というところの該当する高さといいますか、その辺を含めて教えていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

タワーマンションの高さですね、これが60メートルを超えるものという規定がなされております。以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第28号、議案第29号、議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号、議案第29号、議案第30号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第28号、長与町で条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第29号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第30号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第11、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第

75条の規定による閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決されました案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

これにて会議を閉じます。これで平成29年第1回長与町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 10時32分)